

(10) 日本の癡患者数と其の増減及 他民族との比較	國立精神療養所長醫官 林 文 雄氏	(22) 國民體位低下對策としての身 體検査成績の活用	醫學博士 竹内茂俊氏
(11) 妊産婦の栄養要求量	榮養研究所技師 藤本薰臺氏	(23) 都市青少年の體育問題	醫學博士 西野津謙氏
(12) 热源性物質の創傷治癒に及ぼ す影響	榮養研究所技手速水 汶氏	(24) 戰時體制下に於ける兒童保護 の意義に就て	厚生省體育官野野陸夫氏
(13) 朝鮮住民の生命表(第二回)	榮養研究所技手大磯敏雄氏	(25) 日本主要食品の栄養價と市價	醫學博士 佐伯矩氏
(14) 斷種制度の遺傳學的基礎	榮養研究所技手大磯敏雄氏	(26) 學校給食事業の將來性に就て	醫學博士 口太郎氏
(15) 產業の發達と遺傳學	京都帝國大學教授 理學博士 福井忠夫氏	(27) 栄養改善が發育・確病率・死産・乳兒死亡率に及ぼす影響	醫學博士 松澤九二雄氏
(16) 產業労働者の健康狀態に就て	京都帝國大學教授 理學博士 木原均氏	(28) 麥のビタミンB含量並に米と の比較	醫學博士 佐伯矩氏
(17) 農業労働力損耗の一原因とし ての疾病に就て	日本勞動科學研究所長醫學博士 滝暉義等氏	榮養研究所長技師 佐伯矩氏	醫學博士 近藤光之氏
(18) 河豚中毒の豫防	九州帝國大學教授 醫學博士 引地亮太郎氏	榮養研究所技師 松澤九二雄氏	醫學博士 佐伯矩氏
(19) 慢性麻薬中毒症の治療	東京市衛生試驗所長醫學博士 石酒井由夫氏	榮養研究所技師 松澤九二雄氏	醫學博士 口太郎氏
(20) 米國生れの日本人の體格	東京市衛生試驗所長醫學博士 大西清治氏	榮養研究所技師 松澤九二雄氏	醫學博士 西野陸夫氏
(21) 勞働者の缺勤率に關する研究	厚生技師醫學博士 石原房雄氏	榮養研究所技師 松澤九二雄氏	醫學博士 西野陸夫氏
以下の如くである。			

昭和十四年全國兒童保護大會の決議

第一部 家庭強化並一般兒童保護

全國兒童保護大會決議事項(抜萃)

人的資源確保の見地より、我が國兒童保護の強化徹底に關する方策を樹立する爲、昭和十四年十月十二日、十三日、及十四日の三日間に亘り、東京市に於て、厚生省、文部省、内務省、陸軍省、海軍省、司法省、拓務省及對滿事務局後援の下に、財團法人中央社會事業協会並に恩賜財團愛育會主催の全國兒童保護大會が開催せられたが、全國道府縣より參集した兒童保護關係者は一千名に達し、諸種の決議を行つた。其の概要是以下の如くである。

(イ) 幼稚園、保育所、健康相談所等の中心トシテ家庭ニ對シ兩親教養ノ方法ヲ普及強化スルコト
(ロ) 社會教育並ニ社會教化ノ各機關其ノ他產業組合、町會、部落會等ニ對シ兒童養護ヲ目的トスル兩親ノ教養上一層ノ協力ヲ求ムルコト
(ハ) 各學校ニ於テハ其ノ學生々徒ニ對シ兒童養護ニ關スル教育ノ徹底ヲ圖ルト共ニ兒童養護

目的トスル兩親ノ教養機關ヲ附設スル様制度ヲ改正スルコト
(二) 家庭強化並一般兒童保護

(一) 家庭強化並一般兒童保護

(二) 全國兒童保護大會決議事項(抜萃)

(三) 學校ニ於ケル家事衛生教科書ヲ改訂シ家事科専門教師ノ養成機關ヲ擴充スルコト
(四) 國民體力管理法ヲ速力ニ制定實施スルコト
(五) 國民體力ノ增進ニ關シ生理、運動、衛生等ノ方面ヨリ之ガ指針ノ急速研究ヲ遂げ國民保健教育ヲ徹底スルコト
(六) 國民健康保險組合、保健所、健康相談所、保健婦等ヲ急速普及スルコト
(七) 但シ之等ノ施設ニ於テハ父兄ノ教養ニ對シ併セ

テ充分ナル方策ヲ講ズルコト

(二) 結核、性病並酒精中毒等ノ豫防並治療施設ヲ擴充スルコト

(ホ) 著養指導並著養品ノ供給施設ヲ普及スルコト

ト

(エ) 醫師、産婆、看護婦等ニ對シ社會保健事業ニ一層ノ協力ヲ求ムルコト

(三) 多子家庭保護及結婚ノ合理化

(イ) 適齡結婚並優生結婚ヲ獎勵スルト共ニ民族優生保護法ヲ速カニ制定實施スルコト

(ロ) 社會保險制度ノ整備、家族手當制度ノ創設

(ハ) 産婦保健所、兒童健康相談所、乳兒院、妊娠婦健康相談所、產院等ノ増設ヲ促進スルト共ニ從來ノ斯ノ種施設ヲ整備擴充シ之ヲ一定地域内ニ於ケル妊娠婦並乳幼兒ノ綜合的保護機關ノ中心タラシムル様之ガ確立竝ニ普及ニ付政府ニ建議スルコト

第二一 學童並ニ就労少年保護ニ關スル件

(一) 學童保健

(イ) 各小學校ニ專任學校醫、專任學校齒科醫、學校衛生婦ヲ設置スルコトトシ之ヲ制度化スルコト

(ロ) 紙食施設ヲ普及徹底スルコト

(ハ) 學校衛生婦養成並ニ再教育機關ヲ設置スルコト

(二) 就労少年保護

(イ) 就労少年保護年齢ヲ検討シ就労年齢ノ合理化ヲ圖ルコト

(ロ) 就労少年ノ斡旋保護機關並ニ之ガ行政機構ノ整備統一ヲ圖ルコト

(ハ) 十八歳未滿就労少年ノ特別保護法ヲ確立スルコト

(二) 定期健康診斷ノ強制實施並ニ衛生思想ノ普及

及徹底ヲ圖ルコト

(ホ) 就労少年ノ住居並ニ保護慰安施設ノ整備擴充ヲ圖ルコト

(一) 婦產婦並乳幼兒保護ニ關スル件

(二) 婦產婦ノ保護上必要ナル物資確保

(三) 母子保護施設

(イ) 所定ノ期間ニ於テ必ズ乳幼兒ノ健康診斷ヲ受クル義務ヲ負ハシムベキ制度ノ確立ヲ期シ之ガ實施ニ關シテハ政府ニ建議スルコト

(ロ) 小兒保健所、兒童健康相談所、乳兒院、妊娠婦健康相談所、產院等ノ増設ヲ促進スルト共ニ從來ノ斯ノ種施設ヲ整備擴充シ之ヲ一定地域内ニ於ケル妊娠婦並乳幼兒ノ綜合的保護機關ノ中心タラシムル様之ガ確立竝ニ普及ニ付政府ニ建議スルコト

(四) 特ニ三歳以下乳幼兒保育機關ノ普及ヲ計ルコト

(五) 保育所ニ於ケル設備ノ標準制定、栄養給食、家庭訪問、保育相談等ノ徹底ソノ他土地ノ事情ニ依リ保育上ノ改善ニ力ムルコト

(イ) 就労婦人保護

1 健康診斷勵行ニヨル過勞並疾病ノ早期發見及ソノ對策

2 栄養食並共同炊事ノ普及

(ロ) 工場及礦山就労婦人保護

(ハ) 特ニ工場及礦山ニ於ケル就労婦人ニ對シテハ次ノ方法ヲモ講ズルコト

1 不適正勞務ノ檢討並廢止

2 保健監督官、相談機關ソノ他綜合的保護慰安施設ノ設置

第四 兒童保護事業從事者ノ共濟施設

兒童保護事業其他社會事業從事者ノ共濟施設ヲ強化

モトニ婦人團體員等ト協力シテ巡回訪問、助產、看護用具ノ貸與等ヲナサシム、尙本組織ニ依リ町村内一般ニ母子愛護知識及技能ノ普及ヲ圖リ或ハ季節土地ノ事情等ニ應ジ保育事業ソノ他必要ナル事業ヲ行フ

(一) 保健婦設置ニ關シテハ其ノ經費ハ勿論、保

健婦ノ養成、指導等ニ關シテモ政府ニ於テ充分考慮スルヤウ要望スルコト

(二) 勞働家庭ノ兒童保護ニ關スル事項

(一) 保健施設設置ニ關シテハ其ノ經費ハ勿論、保

育施設ヲ定ムルコト尙工場礦山ニハ必ズ保育所ヲ設置スルコト

(二) 各市町村ニ一定數ノ保育所ヲ設置スペキ法

制ヲ定ムルコト尙工場礦山ニハ必ズ保育所ヲ設置スルコト

(三) 保健施設設置ニ關シテハ其ノ經費ハ勿論、保

育施設ヲ定ムルコト尙工場礦山ニハ必ズ保育所ヲ設置スルコト

(四) 勞働家庭ノ兒童保護ニ關スル事項

口、幼児保育施設擴充整備

ハ、保姆保健婦養成機關ノ確立
ニ、尙ホ現在ノ乳幼兒保育施設ニ付テハ左ノ事項

ニツキ緊急ノ方策ヲ樹ツル要アリ。即チ從來ノ
隣保館及常設保育所ノ内容ヲ整備スルト共ニ、
農繁期其他季節保育所ノ普及並ニ常設化ニ努ム
ルコト、授産所救療施設等ニ保育施設ヲ併置ス
ルノ要アリ

(二) 要扶助並ニ要救護兒童保護ニ關スル事項

イ、兒童遊園ノ増設
ロ、特殊事情母子相談所ノ設置

最近兒童保護法制ノ整備並ニ施設ノ充實ニ伴
ヒ、不遇兒童ノ救護ハ漸次普及シツツアリト雖

モ、社會ノ裏面ニ於テ自己ノ過失ニ咎メル妊娠
產婦等ニ對スル適切ナル相談指導ノ施設ナク、
爲ニ棄兒、嬰兒殺シ、墮胎等ノ事象アリ、又密
カニ貰子周旋ヲ業トルモノアリテ貰子殺シ或
ハ捨子等ノ犯罪ヲ見ルハ遺憾ナリ、依テ之等薄

特ニ事變下ニ於テ標記該當兒ノ監護ヲ等閑ニ付サ
レタルモノアルヲ以テ、之ガ收容施設ノ擴充整備
ノ要アリト認ム

二、學童專任警察官ノ設置

兒童ノ保護取扱ニ關シテハ、ソノ性情ニ深キ理解
ヲ必要トルヲ以テ、警察關係ニ於ケル兒童ノ取
扱ニ當リテハ學童專門警察官ヲシテ之ヲ管掌セシ
ムルヲ適當ト認ム

尙之ガ爲婦人警察官ヲ設クル途ヲ講ゼラレムコト
ヲ望ム

ニ、育兒施設ノ増設

特ニ法的資格缺除者ニシテ保護ノ必要アルモノ
ノ爲ノ一時收容所、應召軍人家庭兒童ニシテ保
護不充分ナルモノ、大陸轉勤者ノ兒童等ノ爲ノ
收容施設ノ新設若クハ増設ヲ必要トス
ホ、要救護兒童ニ對スル進學獎勵

水上學童保護施設ノ擴充並ニ整備

二、放任兒童保護ニ關スル件

少年法保護處分ノ未施行區域ニ在リテハ、兩法取
扱關係者相協力スル爲速ニ少年法ノ保護處分ノ實
施ヲ必要ト認ム

(二) 少年教護法ニ關スル事項

紙芝居ノ利用、クラブ事業ノ普及ヲ圖ル等餘暇善
導ノ方向ニ積極的努力ヲ爲スノ必要ヲ認ム。ソノ
他兄姉愛運動ノ普及爲志家ノ家庭開放等ニ依ル愛
護運動ノ普及徹底ヲ圖ラレムコトヲ望ム

ロ、被虐待兒發見ニ關シ當該事項擔當者ニ對スル法
的權限ノ附與

被虐待兒發見ニ關シテハ保護施設責任者ソノ他當
該事項擔當者ニ法的權限ヲ附與スルヤウ當局ニ建
議シ、關係法規ノ改正ヲ要望セラレソコトヲ望ム

ハ、被虐待兒並ニ浮浪人攜帶兒童ニ關スル保護施設
ノ擴充整備

特ニ事變下ニ於テ標記該當兒ノ監護ヲ等閑ニ付サ
レタルモノアルヲ以テ、之ガ收容施設ノ擴充整備
ノ要アリト認ム

一、疾病、虛弱兒童保護ノ徹底強化ニ關スル件
(一) 都市ニ於ケル施設
(1) 環境衛生ノ改善ニ關スル諸施設ノ強化徹底
ハ、模範保健地區ノ設置

イ、不良住宅地域ノ改善
ロ、小兒傳染病豫防施設ノ整備
ハ、模範保健地區ノ設置

二、巡回訪問事業ノ徹底強化
(2) 健康相談所(妊娠婦相談、兒童相談訪問事業
等總合的ノモノ)ノ擴充強化ヲ期スルコト
(3) 虚弱兒ニ對スル無料又ハ輕費診療並ニ其收
容施設ノ擴充強化ヲ圖ルコト

(4) 結核相談所並保養所、療養所ノ增設強化ヲ
圖ルト共ニ結核家庭ニ於ケル未感染兒童ニ隔
離保養等ノ施設ノ擴充強化ヲ圖ルコト
(5) 性病相談所並治療所ノ擴充強化ヲ圖ルコト
(6) 荷物知識普及機關ノ強化徹底ヲ圖ルト共ニ
榮養食供給所(特ニ保育所、幼稚園、小學校
等ニ於ケル給食事業)ノ獎勵普及ニ努ムルコ

少年教護法並少年法ノ保護處分ガ實施セラル、地
域ニ在リテハ兩法ノ取扱關係者ハ一層連絡提携ヲ
圖リ、要教護及要保護少年ノ處遇上完璧ヲ期シ、
ト

(7) 幼稚園、保育所ニ於ケル保健施設殊ニ保健

婦設置ノ擴充強化ヲ圖ルコト

(8) 児童遊園ニ於ケル健康教育ノ普及徹底ニ努ムルコト

夏期轉住保育施設ノ増設強化ヲ圖ルコト

(9) 常設轉住保育施設ノ増設ヲ圖ルコト

學校衛生婦ノ整備及養護學級、臨海林間學校等ノ學校養護施設ノ擴充強化ニ努ムルコト

(10) 學校衛生婦ノ整備及養護學級、臨海林間學校等ノ學校養護施設ノ擴充強化ニ努ムルコト

(11) 學校衛生婦ノ整備及養護學級、臨海林間學校等ノ學校養護施設ノ擴充強化ニ努ムルコト

(12) 農山漁村ニ於ケル施設

母性並兒童保護ヲ中心トセル隣保組織ノ擴充強化ヲ圖リ左ノ如キ施設ニヨリ其徹底ヲ期スルコト

(13) 農山漁村ニ於ケル施設

母性並兒童保護ヲ中心トセル隣保組織ノ擴充強化ヲ圖リ左ノ如キ施設ニヨリ其徹底ヲ期スルコト

(14) 保健婦ノ設置

季節又ハ常設保育所ノ設置

(15) 保健婦ノ設置

季節共同給食事業

(16) 乳幼兒健康相談並ニ特ニ虛弱兒無料又ハ輕費治療施設

助產組合・健康保險組合ノ如キ組織ノ設置

(17) 乳幼兒ノ營養品又ハ分娩用品、家庭看護用具等ノ無料又ハ輕費配給

(18) 虛弱兒保護事業ノ振興充實ニ關スル施設

(19) 保育事業從事者ノ再教育機關ヲ増設強化スルコト

(20) 保健婦並兒童遊園指導員ノ養成機關ノ急設及徹底ヲ圖ルコト

(21) 厚生省施行ノ全國的乳幼兒健康指導組織並小兒保健所等ヲ利用シ虛弱兒ノ發見ニ努メ保護

ノ萬全ヲ期スルコト

(22) 虚弱兒ニ對スル兒童保護委員ヲ設置スルコト

教員タルノ資格アルモノニシテ國立職員養成所
ニ於テ所定ノ課程ヲ修了シタルモノナルコト

(5) 就學前一年ノ四月ニ於ケル鑑別ニ依ツテ精神薄弱兒ト認メラレタルモノハ幼稚園ノ特別組ニ入園セシムル様獎勵スルコト

弱兒ト認メラレタルモノハ幼稚園ノ特別組ニ入園セシムル様獎勵スルコト

(6) 精神薄弱兒童保護法ヲ制定シ、其ノ制定ニ當リテハ左記事項ニ留意スルコト

(7) 精神薄弱兒童保護法ヲ制定シ、其ノ制定ニ當リテハ左記事項ニ留意スルコト

(8) 精神薄弱兒童保護法ヲ制定シ、其ノ制定ニ當リテハ左記事項ニ留意スルコト

(9) 精神薄弱兒童保護法ヲ制定シ、其ノ制定ニ當リテハ左記事項ニ留意スルコト

(10) 精神薄弱兒童保護法ヲ制定シ、其ノ制定ニ當リテハ左記事項ニ留意スルコト

(11) 精神薄弱兒童保護法ヲ制定シ、其ノ制定ニ當リテハ左記事項ニ留意スルコト

(12) 精神薄弱兒童保護法ヲ制定シ、其ノ制定ニ當リテハ左記事項ニ留意スルコト

(13) 精神薄弱兒童保護法ヲ制定シ、其ノ制定ニ當リテハ左記事項ニ留意スルコト

(14) 精神薄弱兒童保護法ヲ制定シ、其ノ制定ニ當リテハ左記事項ニ留意スルコト

(15) 精神薄弱兒童保護法ヲ制定シ、其ノ制定ニ當リテハ左記事項ニ留意スルコト

(16) 精神薄弱兒童保護法ヲ制定シ、其ノ制定ニ當リテハ左記事項ニ留意スルコト

(17) 精神薄弱兒童保護法ヲ制定シ、其ノ制定ニ當リテハ左記事項ニ留意スルコト

(18) 精神薄弱兒童保護法ヲ制定シ、其ノ制定ニ當リテハ左記事項ニ留意スルコト

(19) 精神薄弱兒童保護法ヲ制定シ、其ノ制定ニ當リテハ左記事項ニ留意スルコト

(20) 精神薄弱兒童保護法ヲ制定シ、其ノ制定ニ當リテハ左記事項ニ留意スルコト

(21) 精神薄弱兒童保護法ヲ制定シ、其ノ制定ニ當リテハ左記事項ニ留意スルコト

(22) 精神薄弱兒童保護法ヲ制定シ、其ノ制定ニ當リテハ左記事項ニ留意スルコト

(23) 精神薄弱兒童保護法ヲ制定シ、其ノ制定ニ當リテハ左記事項ニ留意スルコト

(24) 精神薄弱兒童保護法ヲ制定シ、其ノ制定ニ當リテハ左記事項ニ留意スルコト

(25) 精神薄弱兒童保護法ヲ制定シ、其ノ制定ニ當リテハ左記事項ニ留意スルコト

記

親權者又ハ後見人ヨリ入院又ハ保護ノ申請アリタル者但シ地方長官必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ依ル申請ナキ場合ト雖モ施設ニ入院セシメ又ハ保護委員ニ其ノ保護ヲ委託スルコトヲ得ルコト

(5) 精神薄弱兒童保護法ヲ制定シ、其ノ制定ニ當リテハ左記事項ニ留意スルコト

スルコト

一、治療教育院（輕症ナル精神薄弱兒ヲ入院セシム）

二、療護院（重症ナル精神薄弱兒ヲ入院セシム）

(6) 治療教育院ニ於テハ兒童ノ可及的職業能力ノ涵養ニ努メ其ノ職業能力ガ社會ニ於テ職業ヲ營ミ得ルト認メラレタル者ニ就テハ其ノ就職ヲ指導シ就職後ハ保護委員之ガ輔導ヲナスコト

但シ兒童ノ能力及性格ガ社會ニ於テ職業ヲ營ムニ適セヌト認メラレタルトキハ之ヲ聚落ニ收容シテ作業ヲ爲サシムルコト療護院ニ於テハ兒童ノ能力ニ應ジ簡易ナル作業ノ訓練ヲナシ一定ノ訓練ヲ經タルモノハ聚落ニ收容シテ可及的自足ノ生活ヲナサシムルコト

(7) 道府縣ニ精神薄弱兒治療教育院ヲ設置スルコト

道府縣ニ精神薄弱兒鑑別所ヲ設置スルコト

(8) 國立療護院ヲ設置スルコト

補助學校、補助學級、療護院、治療教育院及鑑別所ニ於テ治療教育鑑別ノ業務ニ從事スル職員ヲ養成スル爲國立職員養成所ヲ設置スルコト

(9) 身體障礙兒童保護ニ關スル件

(10) 身體不自由兒童特別教育令ヲ制定シ、其ノ制定ニ當リテハ左ノ事項ニ留意スルコト

(1) 輕度ノ肢體不自由兒ノ就學ハ之ヲ義務制トスルコト

(2) 肢體不自由兒ノ特別教育ニ關スル法規ハ現在ノ官學校及聾啞學校合ニ準ズルコトトシ道府縣ニ肢體不自由兒童學校ヲ設置スルコト

(3) 肢體不自由兒ノ就學獎勵ニ要スル費用ハ國庫ノ負擔トスルコト

(4) 肢體不自由兒保護法ヲ制定シ、其ノ制定ニ當リテハ左記事項ニ留意スルコト

(5) 肢體不自由兒ノ早期發見及ビ一般的保護並ニ職業輔導ノ爲保護委員ヲ置クコト

(6) 肢體不自由兒ノ早期發見及ビ一般的保護並ニ職業輔導ノ爲保護委員ヲ置クコト

(7) 學校長、市町村長、醫師、薦婆、保護委員、方面委員、肢體不自由兒又ハ肢體不自由ニ陷ル處レアリト認メタル兒童ヲ發見シ親權者ノ同意アルトキハ、其ノ診斷ヲ肢體不自由相談所へ依頼スルコト

(8) 肢體不自由兒相談所ハ肢體不自由ノ程度施設ニ入院ノ可否入院スペキ施設ノ種類等ヲ鑑別シ之ヲ地方長官ニ具申スルコト

(9) 地方長官ハ相談所ノ具申ニ基キ左ニ該當スル肢體不自由兒ニシテ必要アリト認ムルトキハ之ヲ施設ニ入院セシメ又ハ通院治療セシムルコト

(10) 肢體不自由兒相談所ハ肢體不自由ノ程度施設ニ入院セシメ又ハ通院治療セシムルコト

(11) 肢體不自由兒相談所ハ肢體不自由ノ程度施設ニ入院セシメ又ハ通院治療セシムルコト

(12) 肢體不自由兒相談所ハ肢體不自由ノ程度施設ニ入院セシメ又ハ通院治療セシムルコト

(13) 肢體不自由兒相談所ハ肢體不自由ノ程度施設ニ入院セシメ又ハ通院治療セシムルコト

(14) 肢體不自由兒相談所ハ肢體不自由ノ程度施設ニ入院セシメ又ハ通院治療セシムルコト

(15) 肢體不自由兒相談所ハ肢體不自由ノ程度施設ニ入院セシメ又ハ通院治療セシムルコト

(16) 肢體不自由兒相談所ハ肢體不自由ノ程度施設ニ入院セシメ又ハ通院治療セシムルコト

(17) 肢體不自由兒相談所ハ肢體不自由ノ程度施設ニ入院セシメ又ハ通院治療セシムルコト

(18) 肢體不自由兒相談所ハ肢體不自由ノ程度施設ニ入院セシメ又ハ通院治療セシムルコト

(19) 肢體不自由兒相談所ハ肢體不自由ノ程度施設ニ入院セシメ又ハ通院治療セシムルコト

(20) 肢體不自由兒相談所ハ肢體不自由ノ程度施設ニ入院セシメ又ハ通院治療セシムルコト

(21) 肢體不自由兒相談所ハ肢體不自由ノ程度施設ニ入院セシメ又ハ通院治療セシムルコト

(22) 肢體不自由兒相談所ハ肢體不自由ノ程度施設ニ入院セシメ又ハ通院治療セシムルコト

(23) 肢體不自由兒相談所ハ肢體不自由ノ程度施設ニ入院セシメ又ハ通院治療セシムルコト

(24) 肢體不自由兒相談所ハ肢體不自由ノ程度施設ニ入院セシメ又ハ通院治療セシムルコト

(25) 肢體不自由兒相談所ハ肢體不自由ノ程度施設ニ入院セシメ又ハ通院治療セシムルコト

(8) 療護院、肢體不自由兒學校及相談所ニ於テ治療、教育、相談ノ業務ニ從事スル職員ヲ養成スル爲國立職員養成所ヲ設置スルコト

(9) 盲及ビ聾兒言語障碍兒ノ教育並ニ保護スルコト

(10) 盲及ビ聾兒就學義務制度ヲ速ニ實現スルコト

(11) 盲及ビ聾兒就學獎勵費ヲ支出スルコト

(12) 國庫及道府縣ハ盲及ビ聾兒就學獎勵費ヲ支出スルコト

(13) 現行法ニ在リテハ聾啞者ヲ無能力者トシテ取扱ヘル如クナレ共ニ之ニ德性ノ涵養ト智能ノ啓發ヲナサバ現今ハ相當高度ノ教育ヲ與ヘ得ルヲ以テ原則トシテハ聾啞者ヲ能力者ト見做ス様法規ヲ改正スル要アルコト

(14) 盲及ビ聾學校ニテハ社會狀勢ニ適應シテ職業教育ノ充實ヲ圖ルコト

(15) 盲及ビ聾兒ノ學校卒業者ヲ陸海軍病院、工廠糧秣廠其他ノ工場、鐵道省、專賣局等ノ官設工場ニ採用ノ途ヲ開クコト

(16) 盲及ビ聾兒ノ早期發見及ビ職業輔導並保護ノ爲ニ保護委員ヲ設クルコト

(17) 全國小學校ニ於テ言語障碍特ニ吃語兒ノ敷ヲ調査スルコト

(18) 言語障碍兒ノ言語矯正ヲ行フ爲ニ小學校内ニ特別學級設置其他適當ナル施設ヲ講ズルコト

(19) 言語矯正ニ關スル智識ト技能トヲ小學校教員ニ授クル爲メニ適當ナル施設ヲ以テ講習セシメ、又ハ師範學校ニ於テ其ノ基礎教育ヲ與フルコト

(20) 言語障碍兒ノ言語矯正ヲ行フ爲ニ小學校内ニ特別學級設置其他適當ナル施設ヲ講ズルコト

(21) 言語矯正ニ關スル智識ト技能トヲ小學校教員ニ授クル爲メニ適當ナル施設ヲ以テ講習セシメ、又ハ師範學校ニ於テ其ノ基礎教育ヲ與フルコト

(22) 言語障碍兒ノ言語矯正ヲ行フ爲ニ小學校内ニ特別學級設置其他適當ナル施設ヲ講ズルコト

(23) 言語矯正ニ關スル智識ト技能トヲ小學校教員ニ授クル爲メニ適當ナル施設ヲ以テ講習セシメ、又ハ師範學校ニ於テ其ノ基礎教育ヲ與フルコト

(24) 言語障碍兒ノ言語矯正ヲ行フ爲ニ小學校内ニ特別學級設置其他適當ナル施設ヲ講ズルコト

(25) 言語障碍兒ノ言語矯正ヲ行フ爲ニ小學校内ニ特別學級設置其他適當ナル施設ヲ講ズルコト

(3) 普及スルコト

(2) 近視豫防ノ爲ニ有效適切ナル指導ヲ行ヒ施設ヲ講ズルコト

(3) 弱視學級又ハ學校ヲ設置スルコト

(4) トランポール豫防法ヲ勵行スルタメ必要ナル措置又ハ施設ヲ講ズルコト

(5) 弱視學級又ハ學校卒業者ヲ官設工場等ニ雇傭スル途ヲ開クコト

(五) 聽力保存ノ普及竝ニ徹底

(1) 耳疾及び聽力障碍ノ早期發見竝ニ治療施設ヲ普及スルコト

(2) 難聽學級又ハ學校ヲ設置スルコト

(3) 聽力保存ノ爲ニ有效適切ナル指導ヲ行ヒ施設ヲ講ズルコト

(4) 難聽學級又ハ學校卒業者ヲ官設工場等ニ雇傭スル途ヲ開クコト

(六) 就職斡旋、授職輔導ニ遺憾ナキヨ期スルコト

(7) 家族、遺族、傷痍軍人子弟ノ保健ニ遺憾ナキヨ期スル爲概不左ノ如キ措置ヲ講ズルコト

(8) 無料健康診斷及育児指導ノ徹底ヲ計ル爲公共團體又ハ恩賜財團軍人援護會支部等ニ於テ嘱託醫及保健婦ヲ設置スルカ醫師會等ニ助成金ヲ交付シテ公私病院開業醫等ヲシテ之ニ當ラシムルノ途ヲ講ズルコト

(9) 虚弱兒ニ對シテハ、肝油、ミルク等ノ栄養品ヲ補給スルノ途ヲ拓クト共ニ夏期等ノ轉地保養施設等健康増進施設ヲ設置スルコト

(10) 遺族子弟ノ醫療援護ニ付テハ扶助階級(生活困難者)又ハ援護階級(生活稍困難者)以上ノ者ニ對シテモ之ヲ爲シ得ルヤウ考慮スルコト

(四) 駕車援護ノ徹底竝ニ兒童保護體制ノ整備

一、軍事援護ノ徹底ニ關スル件

一、家族、遺族、傷痍軍人子弟ノ援護ノ徹底強化

(イ) 常設保育所、季節保育所ノ増設ヲ圖ルコト

(ロ) 家族、遺族子弟ノ素行不良化ヲ防止スル爲左ノ如ク措置スルコト

(1) 物心兩面ニ涉り家庭ノ強化ニ努メシメ母親等ヲシテ子弟ノ養護ニ可及的專念セシムルコト

(2) 小學校、中等學校等ニ於テハ特ニ家族、遺族、傷痍軍人子弟ノ薰育教化ニ留意セシムルコト

(3) 方面委員、社會教育委員、少年救護委員等

ノ活動ヲ促進シ校外指導ニモ遺憾ナキヨ期スルコト

(4) 就職斡旋、授職輔導ニ遺憾ナキヨ期スルコト

(5) 家族、遺族、傷痍軍人子弟ノ保健ニ遺憾ナキヨ期スル爲概不左ノ如キ措置ヲ講ズルコト

(6) 無料健康診斷及育児指導ノ徹底ヲ計ル爲公共團體又ハ恩賜財團軍人援護會支部等ニ於テ嘱託醫及保健婦ヲ設置スルカ醫師會等ニ助成金ヲ交付シテ公私病院開業醫等ヲシテ之ニ當ラシムルノ途ヲ講ズルコト

(7) 虚弱兒ニ對シテハ、肝油、ミルク等ノ栄養品ヲ補給スルノ途ヲ拓クト共ニ夏期等ノ轉地保養施設等健康増進施設ヲ設置スルコト

(8) 遺族子弟ノ醫療援護ニ付テハ扶助階級(生活困難者)又ハ援護階級(生活稍困難者)以上ノ者ニ對シテモ之ヲ爲シ得ルヤウ考慮スルコト

(九) 駕車援護ノ徹底竝ニ兒童保護體制ノ整備

一、軍事援護ノ徹底ニ關スル件

一、家族、遺族、傷痍軍人子弟ノ援護ノ徹底強化

(イ) 常設保育所、季節保育所ノ増設ヲ圖ルコト

(ロ) 家族、遺族子弟ノ素行不良化ヲ防止スル爲左ノ如ク措置スルコト

(1) 物心兩面ニ涉り家庭ノ強化ニ努メシメ母親等ヲシテ子弟ノ養護ニ可及的專念セシムルコト

(2) 小學校、中等學校等ニ於テハ特ニ家族、遺族、傷痍軍人子弟ノ薰育教化ニ留意セシムルコト

政府ハ我國兒童保護全體ニ關スル福祉増進ノ見地ヨリ從來ノ法規ヲ再検討シ數々トモ左記事項ニ關スル規定ヲ併セ含ム綜合的兒童保護法ヲ制定セラレントコトヲ要望ス。猶右法案ノ審議ニ關シテハ社會事業中央委員、體力審議會委員、教育審議會委員等ヨリ成ル内閣直屬ノ一大審議會ヲ設置セラレ兒童ニ對ヘルキヨ期スル爲概不左ノ如キ措置ヲ講ズルコト

社會的保健的並教育的取扱ニ矛盾ナキヤウ考慮ヲ拂ハレシコトヲ併セ要望スル次第ナリ

中央委員、體力審議會委員、教育審議會委員等ヨリ成ル内閣直屬ノ一大審議會ヲ設置セラレ兒童ニ對ヘルキヨ期スル爲概不左ノ如キ措置ヲ講ズルコト

社會的保健的並教育的取扱ニ矛盾ナキヤウ考慮ヲ拂ハレシコトヲ併セ要望スル次第ナリ

社會的保健的並教育的取扱ニ矛盾ナキヤウ考慮ヲ拂ハレシコトヲ併セ要望スル次第ナリ

社會的保健的並教育的取扱ニ矛盾ナキヤウ考慮ヲ拂ハレシコトヲ併セ要望スル次第ナリ

セザル可カラズ。因テ速カニ兒童保護行政ヲ一元的ニ統合シ強力ナル政策ヲ實施スベキ別紙兒童局

ヲ厚生省ニ設置シ地方廳ニ右機構ニ基ク兒童課ヲ設置セラレムコトヲ望ム

尙兒童保護事業ノ統制アル振興發達ヲ圖ランガ爲科學的調查機關ヲ國家ニ於テ整備セラレムコトヲ

尙兒童保護事業ノ統制アル振興發達ヲ圖ランガ爲科學的調查機關ヲ國家ニ於テ整備セラレムコトヲ

尙兒童保護事業ノ統制アル振興發達ヲ圖ランガ爲科學的調查機關ヲ國家ニ於テ整備セラレムコトヲ

四、兒童保護中央連絡機關ニ關スル件
厚生大臣諮詢
全國兒童保護大會
現下ノ時局ニ鑑ミ兒童保護ノ萬全ヲ期シ人の資源ノ擴充強化ヲ圖ルノ要緊切ナルモノアリト認ム之ガ方策ニ關シ其ノ會ノ意見ヲ諮フ

昭和十四年十月十二日

厚生大臣 小 原 直
厚生大臣 訒問ニ對スル全國兒童

二、本委員ハ市町村毎ニ道府縣之ヲ設置スルコト
三、本委員ハ名譽職又ハ有給職トスルコト
二、兒童保護中央聯絡機關ノ擴充

第一、妊娠婦並母性及兒童ノ保健ニ關スル事項

第二、兒童保護委員ニ關スル事項

第三、兒童保護委員ニ關スル事項

第四、乳幼兒ノ保育ニ關スル事項

第五、虛弱兒童異常兒童不遇兒童ノ保護ニ關スル事項

第六、隣保事業ニ關スル事項

第七、小兒結核及先天性微毒ニ關スル事項

第八、母子保護ニ關スル事項

第九、少年教護ニ關スル事項

第十、兒童虐待防止ニ關スル事項

第十一、多子家庭ノ保護ニ關スル事項

第十二、勞働少年ノ保護ニ關スル事項

第十三、兒童ノ校外生活餘暇養育等ニ關スル事項
第十四、其他妊娠婦並母性及兒童ノ福祉増進ニ關シ必要ナル事項

(一) 兒童保護委員制度ノ制定
兒童保護ノ第一線ニ立チ、要保護母性並兒童ト各

種保護施設トノ介トナリ保護ノ適正ト其ノ徹底

ヲ期スルガタメ新ニ兒童保護委員制度ヲ設置スルノ

要極メテ緊急ナリト認ム

(ロ) 兒童保護委員制度ノ制定
兒童保護ノ第一線ニ立チ、要保護母性並兒童ト各種保護施設トノ仲介トナリ保護ノ適正ヲ期スルガタメ左記事項ヲ任務トスル兒童保護委員制度ヲ設置スルコト極メテ緊要ナリト認ム

一、本制度ハ母性及兒童ノ保護並福祉増進ヲ圖リ其ノ心身ノ健全ナル發達ヲ期スルヲ目的トスルコト

二、本委員ハ市町村毎ニ道府縣之ヲ設置スルコト
三、本委員ハ名譽職又ハ有給職トスルコト
二、兒童保護中央聯絡機關ノ擴充

一、兒童保護中央行政機關「兒童局」ノ設置

(イ) 兒童保護中央行政機關「兒童局」ノ設置

現今兒童保護行政ニ關シテハ、中央並地方ニ於テ

共ニ保健、保護、教護等ノ各關係機關分立シ、其

ノ聯絡統一ヲ缺キ斯業ノ遂行ニ支障ヲ來タス點勘

カラズ。依テ之ヲ統一的計畫的ニ施行スル強力ナ

ル綜合機關トシテ、中央ニ於テ兒童局ヲ厚生省ニ

設置スル要アリ。本局ニ於テ取扱フベ主要事項

左ノ如シ、尙、兒童保護ニ關スル科學的調查機關ヲ政府ニ於テ整備スルヲ要ス

一、母性及兒童福祉制度ノ企畫調査ニ關スル事項

二、母性及兒童保健衛生ニ關スル事項

三、兒童保護委員ニ關スル事項

四、母性及兒童保健衛生ニ關スル事項

五、其ノ他必要ナル事項

(イ) 母性並乳幼兒保護施設ノ徹底強化

母性並乳幼兒保護ノ徹底ヲ期スルハ、死亡率ヲ低

下シ國民體位ノ向上ヲ圖ル上ニ最モ根本的ノ對策ニシテ各種ノ方法必要ナルモ、特ニ母子保護諸施

設ノ強化ト保育施設ノ普及ヲ緊要トス。ソノ主要事項左ノ如シ

一、母子保健施設ノ強化

1 妊産婦健康相談所、小兒保健所ノ如キ相談

指導機關ヲ整備増設スルコト

2 保健婦ニ依ル巡回訪問制度ヲ全國各市町村

ニ設置スルコト

3 出産告知ニ關スル法規ヲ制定スルコト

4 牛乳其ノ他栄養品ノ配給施設ヲ普及スルコト

5 就労婦人ニ對シテハ栄養食供給施設並各種

保護施設ヲ整備シ充分ノ休養慰安ヲ與フルコト

二、乳幼児童保育施設ノ普及

1 工場鑛山關係法規中ニ各工場鑛山ニ於ケル

保育施設ヲ完備セシムベキ條項ヲ加フルコト

2 市町村毎ニ保育所ノ設備ヲ完備セシムルコト

三、一般保育所特ニ二三歳以下ノ乳幼兒保育機

闢ノ普及ヲ計ルコト

右諸施設ノ實施ニ際シテハ次ノ各點ニ留意スル

ヲ要ス

1 都會ニ於テハ妊娠婦並兒童ノ保健施設ヲ各

種兒童保護機關ノ中心タラシムルコト

2 農山漁村ニ於テハ町村ヲ單位トシ妊娠婦及

兒童ノ保健施設ヲ中心トスル綜合的隣保組織

ヲ設クルコト

(口) 虚弱兒童養護ノ強化

虛弱兒童ノ數ハ極メテ多ク然モ其ノ施設ニ至リテ

ハ殆ンド見ルベキモノナシ。依ツテ之ガ豫防並養

護施設ノ擴充ヲ圖リ以テ人の資源ノ確保ヲ期スル

ノ要アリ。其ノ主要ナル事業項目左ノ如シ

一、結核兒童並未感染兒童ノ相談所、保養所、療

養所等ヲ擴充シ之ガ早期發見並療養ニ努ムルコト

ハ輕費ノ治療施設ヲ普及スルコト

三、兒童ニ必要ナル栄養品ハ之ヲ物資統制ノ外ト

シ、之ガ無料又ハ廉價配給ノ施設ヲ擴充スルコト

四、兒童ニ對スル轉住保育、養護學級、林間、臨

海學校等ノ增設普及ヲ圖ルコト

(ハ) 心身缺陷兒童保護ノ徹底強化

從來斯種兒童ニ對スル保護ハソノ施設並保護方法

ニ於テ世人ヨリ顧ミラレザルノ實情ニアリ。從ツ

テ之ガ整備ヲ圖ルハ一般的保護ノ見地ヨリ肝要ナ

ルノミナラズ斯種兒童ノ資質能力ノ向上ニ資スル

コトヲ得ベシ

一、精神薄弱兒童保護施設ノ普及

1 精神薄弱兒童ニ對シ適當ナル保護教育ヲ授

クベキ法令ヲ制定スルコト

2 精神障礙兒童鑑別機關並精神障礙ノ程度別ニ

依ル治療及保護施設ヲ整備スルコト

二、肢體不自由兒童並之ニ準ズル兒童ノ保護施設

ノ普及徹底

1 肢體不自由兒ノ爲ノ相談、教育、保護ノ諸

施設ヲ設立スルコト

2 貧窮兒童ノ就學義務ヲ確立シ職業教育ヲ

與職幹旋、孤獨遺兒ノ收容施設、母子保護施設等

ノ增設ヲ圖ルコト

(口) 子弟ノ育成援護ニ關シテハ學資ノ助成補給、

授職幹旋、孤獨遺兒ノ收容施設、母子保護施設等

ノ增設ヲ圖ルコト

時局下生産力擴充ニ伴ヒ少年ニシテ工場鑛山ヲ

初メ、中小商工業及ビ農村ニ於テ就労スルモノ頓

ニ激増ノ傾向ニ在ルモ、之ガ保健教育等ニ關シ遺

憾ノ點多シ。依テ左ノ諸方策ヲ講ジ勞働力ノ涵養

並人的資源ノ培養ニ資セムトス

一、就労少年ハ保護教養ノ對象タルニ鑑ミ左記項

目ヲ含ム就労少年保護法ヲ制定スルコト

1 少年雇傭手續ニ關スル規程

2 就職契約ニ關スル規程

3 就労年齢、賃銀給與、勞働時間、勞働日數、

休養並慰安施設ニ關スル規程

4 危害ヲ及ボス處アル作業ニ對スル就業制限

ノ規程

三、就労少年ノ生活指導及訓練ノ施設ヲ整備擴充

スルコト

二、定期的健康診斷ヲ實施スルコト

四、軍人家族、遺族子弟ノ援護徹底

出征軍人家族、遺族並傷痍軍人子弟ノ援護ニ關シテ

ハ從來共各方面ヨリ之ガ萬全ヲ期シツツアルモ、益

益其ノ徹底強化ニ努メザルベカラズ

(イ) 子弟ノ保護ニ遺憾ナガラシムルヤウ健康相

談、育兒指導、虛弱兒ノ養護及醫療接護ノ萬全ヲ

期スルコト

(口) 子弟ノ育成援護ニ關シテハ學資ノ助成補給、

授職幹旋、孤獨遺兒ノ收容施設、母子保護施設等

ノ增設ヲ圖ルコト

(ハ) 子弟ノ精神的指導ノ徹底ヲ期スベク家庭、學校

並各種社會機關ノ活動ヲ促進シ苟クモ素行不良

化等ノ不詳事ヲ來サザルヤウ注意スルコト